

証券コード 303A
(発送日) 2026年6月1日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月26日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号
青山ファーストビル
株式会社 visumo
代表取締役 井 上 純

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://visumo.asia/ir>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/303A/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「visumo」又は「コード」に当社証券コード「303A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月16日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月17日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷 4階 ホール4D
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第7期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | | ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「主要な拠点等」
- ② 事業報告の「使用人の状況」
- ③ 事業報告の「その他会社の現況に関する重要な事項」
- ④ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑥ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月17日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月16日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月16日（火曜日）  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

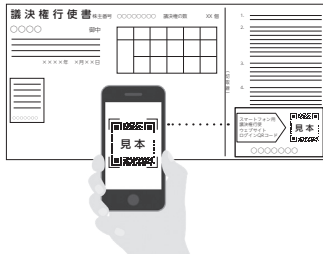
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

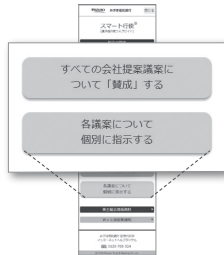
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

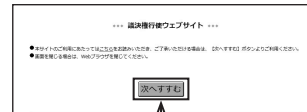
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

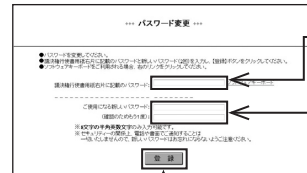


- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度は、SNSの普及を契機に、消費者の情報収集はテキストから、商品の詳細なイメージを得ることのできるビジュアルに変化し、より簡潔に、多角的なコンテンツを様々な接点で受け取りたいというニーズが高まってまいりました。そのニーズを受け、事業者は一方的な情報発信ではなくユーザー・店舗スタッフ・アンバサダーなどによる多角的なデジタルコンテンツを拡充することで消費者への訴求・ニーズの把握を行っております。一方で、多くの事業者が、写真や動画等のデジタルアセットを一元管理できておらず有効活用できていない、デジタル人材の不足により十分なリソースを確保できないといった課題を抱えておりました。

当社の提供するvisumoサービスでは、InstagramやYouTube、Xに投稿されたUGCや自社で作成した動画等をオウンドメディア（ブランドサイト、ECサイト、コーポレートサイト等）に転載することや、店舗スタッフが写真・動画・コメントを自社サイトに投稿することができるため、ユーザーやスタッフなど様々な視点からの情報提供が可能となります。また、政府によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等を背景として、当社が展開するマーケティングプラットフォームサービスの利用が拡大し、企業のIT投資は選別の動きが見られるものの、デジタルマーケティング領域においては引き続き底堅く推移いたしました。

このような環境のもと、当社は新規顧客の獲得および既存顧客へのアップセルに注力するとともに、当事業年度第4四半期において株式会社ReviCoとの合併を実施し、レビュー（口コミ）領域の機能および顧客基盤を取り込むことで、UGCを起点としたマーケティング支援の提供価値を一層強化いたしました。これにより、「visumo」とのクロスセルの推進や顧客単価の向上に向けた基盤整備を進めて参りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は973百万円（前期比17.4%増）、営業利益は81百万円（前期比2.2%増）、経常利益は83百万円（前期比22.6%増）、当期純利益は72百万円（前期比48.7%増）となりました。

なお、当社はマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当事業年度より株式会社ReviCoを吸収合併したことに伴い、当社の事業内容を適切に表示するため、報告セグメントの名称を「ビジュアルマーケティングプラットフォーム事業」から、「マーケティングプラットフォーム事業」へ変更しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は489百万円で、その主なものは、「マーケティングプラットフォーム」等の製品機能強化により171百万円、合併により継承したReviCoのソフトウェア資産310百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2026年1月1日を効力発生日として、株式会社ReviCoを吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 4 期<br>(2023年3月期) | 第 5 期<br>(2024年3月期) | 第 6 期<br>(2025年3月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 522,169             | 678,869             | 829,121             | 973,156                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 12,848              | 19,852              | 67,772              | 83,074                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 9,573               | 12,333              | 48,907              | 72,720                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 6.38                | 8.22                | 31.83               | 41.82                          |
| 総 資 産 (千円)      | 465,524             | 512,326             | 695,904             | 1,014,118                      |
| 純 資 産 (千円)      | 361,661             | 374,385             | 520,609             | 688,521                        |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 241.10              | 249.32              | 317.62              | 334.91                         |

(注) 当社は、2024年10月16日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会 社 名                      | 資 本 金  | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係    |
|----------------------------|--------|---------------------|----------------|
| (株) ソフトクリエイティブ<br>ホールディングス | 854百万円 | 62.5%               | 役員の受入（2名）、借入金等 |

(親会社との重要な契約等の概要)

当社は、本事業年度に株式会社ReviCoを吸収合併したことに伴い、同社が親会社との間で締結していた金銭消費貸借契約に基づく債務を承継いたしました。当該契約の概要は、以下の通りであります。

- ・ 契約の性質：親会社によるグループファイナンスの一環としての金銭貸付
- ・ 借入限度額：100百万円
- ・ 借入利率：市場金利を勘案した合理的な金利

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

##### 1. 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、2026年1月1日を効力発生日として、親会社である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスの完全子会社である株式会社ReviCoを吸収合併し、同社が親会社との間で締結していた金銭消費貸借契約に基づく債務を承継いたしました。

当社は、本合併の必要性及び条件の妥当性について慎重に検討し、意思決定の公正性確保に努めております。

##### 2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取締役会は、本合併により当社の企業価値向上に資するものと判断しております。

なお、親会社の代表取締役を兼務する取締役の林雅也氏は、利益相反回避の観点から本件に係る審議及び決議には参加しておりません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社提供のサービスはコンテンツを表示したいオウンドメディアの箇所にタグを貼り付けるだけで実装ができるので、サービスを契約して数日で新規コンテンツを立ち上げることもできるツールです。事業者のデジタル活用が加速するなか、既存システムとの連携や改修に多くのコストや時間をかけずして新しい施策を実施できる要素は評価が高い傾向があります。また“誰でも簡単に”操作できる機能性を担保してサービス開発を継続しています。昨今の日本市場ではＩＴリテラシーが高い人材不足が深刻化しており、採用及び教育には非常に課題感があります。

そのため、当社が更なる成長を目指すためには、製品機能の新規開発及び強化改良、販売体制の強化及び知名度の向上が必要であり、その推進をするための人材採用や人材育成の強化が課題となっております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

##### ①製品機能の新規開発及び強化改良

当社は、ワンタグ・ノーコードにより安価で短期導入できること、カスタマーサクセスの体制構築等により競争優位性を確保しておりますが、急激に変化する市場とテクノロジーの進歩、それに応じた利用者ニーズの変化に素早く対応し、今後も継続的な成長と市場での優位性を高めるために、製品機能の新規開発及び強化改良を更に充実させ、顧客満足度を向上させるとともに競合他社との差別化を図ってまいります。

##### ②販売体制の強化及び知名度の向上

当社は、自社で顧客に直接販売する方法に加え、販売パートナーを通じてマーケティングプラットフォームの拡販を行っております。

今後も更に市場拡大が見込まれる中で成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上による新規顧客の獲得が重要であると認識しております。

そのため、セールス部門の採用を積極的に行うことで販売体制を強化し、直販営業力の向上と

販売パートナー拡大の推進を図ります。また知名度の向上を図るための広告宣伝にも注力し、展示会出展やセミナー開催などのマーケティング施策を強化推進してまいります。

③人材育成強化

人材育成については、各部門で積極的なナレッジシェアの場を設け、知識やスキルの向上を図る機会を増やしております。また、マネージメント層については外部研修の受講を推進しております。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

| 事業区分              | 事業内容                  |
|-------------------|-----------------------|
| マーケティングプラットフォーム事業 | マーケティングプラットフォームの開発、運営 |

(6) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

| 借入先                  | 借入額    |
|----------------------|--------|
| 株式会社ソフトクリエイトホールディングス | 100百万円 |

## 2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,050,700株

(注) 当社は、2026年1月1日を効力発生日として、株式会社ReviCoを吸収合併しております。当事業年度における発行済株式総数の増加は、株式交付によるもので、発行済株式数が413,700株増加しております。

(3) 株主数 1,311名

(4) 大株主

| 株主名                                        | 持株数        | 持株比率  |
|--------------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社ソフトクリエイティブホールディングス                     | 1,281,400株 | 62.5% |
| 南直美                                        | 61,000     | 3.0   |
| 野村證券株式会社                                   | 26,200     | 1.3   |
| ZETA株式会社                                   | 19,200     | 0.9   |
| NOMURA INTERNATIONAL<br>PLC A/C JAPAN FLOW | 18,900     | 0.9   |
| 楽天証券株式会社                                   | 18,000     | 0.9   |
| GMOクリック証券株式会社                              | 17,200     | 0.8   |
| 武藤貴行                                       | 16,000     | 0.8   |
| 岡三証券株式会社                                   | 13,000     | 0.6   |
| 伊藤豊                                        | 12,000     | 0.6   |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   | 第 1 回 新 株 予 約 権                            | 第 3 回 新 株 予 約 権                           |
|-----------------------------|-------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 2022年7月25日                                 | 2025年6月18日                                |
| 新株予約権の数                     |                   | 195個                                       | 58個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 9,750株<br>(新株予約権1個につき 50株)            | 普通株式 5,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり 11,800円<br>(1株当たり 236円)         | 新株予約権1個当たり 112,500円<br>(1株当たり 1,125円)     |
| 権利行使期間                      |                   | 2026年6月17日から<br>2032年6月16日まで               | 2029年6月19日から<br>2035年6月18日まで              |
| 行使の条件                       |                   | (注) 3                                      | (注) 4                                     |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 185個<br>目的となる株式数 9,250株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 58個<br>目的となる株式数 5,800株<br>保有者数 3名 |
|                             | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                             | 監査役               | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 500株<br>保有者数 1名    | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、下記3および4の契約に定めるところによる。
3. その他の条件は、2022年6月16日開催の当社定時株主総会決議及び同年7月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. その他の条件は、2025年6月18日開催の当社定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 当社は、2024年10月16日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っている。上記の「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該株式分割後の株式数を記載している。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        | 第 3 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2025年6月18日                                   |
| 新株予約権の数                | 107個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 10,700株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1 個当たり 112,500円<br>( 1 株当たり 1,125円)    |
| 権利行使期間                 | 2029年 6 月19日から<br>2035年 6 月18日まで             |
| 行使の条件                  | (注) 3                                        |
| 当社の使用人                 | 新株予約権の数 107個<br>目的となる株式数 10,700株<br>保有者数 21名 |

- (注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は執行役員若しくは従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. 本新株予約権の割当てを受ける者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による本新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。
3. その他の条件は、2025年 6 月18日開催の当社定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 井 上 純     | 社長執行役員                                                                                                                                                                                                      |
| 代 表 取 締 役 | 高 橋 直 樹   | 会長執行役員                                                                                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 千 林 正 太 朗 | 常務執行役員                                                                                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 見 城 壮 彦   | 上席執行役員                                                                                                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 林 雅 也     | 有限会社ティーオーシステム 代表取締役社長<br>株式会社e c b e i n g 代表取締役社長執行役員<br>株式会社ソフトクリエイトホールディングス<br>代表取締役副社長<br>全農ECソリューションズ株式会社 取締役<br>株式会社エートウジェイ 代表取締役会長<br>一般社団法人日本オムニチャネル協会 代表理事<br>株式会社メルカート 代表取締役会長<br>株式会社メグリ 代表取締役会長 |
| 取 締 役     | 中 桐 雅 宏   | 株式会社アクロホールディングス 取締役<br>株式会社ソフトクリエイト 取締役<br>株式会社e c b e i n g 取締役<br>株式会社ソフトクリエイトホールディングス 取締役<br>専務執行役員経営管理本部長<br>株式会社メルカート 監査役<br>株式会社エートウジェイ 取締役<br>株式会社メグリ 取締役                                            |
| 取 締 役     | 甲 斐 真 樹   | 株式会社イー・エージェンシー 代表取締役<br>株式会社フューチャースピリッツ 取締役<br>株式会社おかげ 代表取締役<br>株式会社はたママ 取締役                                                                                                                                |
| 取 締 役     | 石 川 憲 和   | N I テクノロジー合同会社 代表社員                                                                                                                                                                                         |
| 監 査 役     | 團 桂 一     | －                                                                                                                                                                                                           |
| 監 査 役     | 三 木 正 志   | 株式会社相模原ゴルフクラブ 取締役                                                                                                                                                                                           |
| 監 査 役     | 矢 澤 憲 一   | 青山学院大学経営学部経営学科 教授<br>日本公認会計士協会 調査・研究運営委員会臨時委員<br>国学院大学 非常勤講師                                                                                                                                                |

(注) 1. 取締役甲斐真樹氏及び取締役石川憲和氏は、社外取締役であります。

2. 監査役三木正志氏及び監査役矢澤憲一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三木正志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2025年12月19日開催の臨時株主総会において、高橋直樹氏が取締役役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2025年12月19日開催の臨時株主総会において、中桐雅宏氏が取締役役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役三木正志氏株式会社アルゴグラフィックの取締役監査等委員は2025年6月に退任しております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償最低責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## **(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定方法については、株主総会の決議により役員報酬の限度額を決定し、その限度額の範囲内において、各役員の報酬額を決定いたします。

取締役の報酬は、常勤取締役について固定報酬である基本報酬、退職慰労金、及び中長期インセンティブとしてのストック・オプションにより構成しており、社外取締役は基本報酬のみで構成されております。

各取締役の報酬額およびストック・オプションの個数につきましては、それぞれの職務、実績、会社への貢献度及び当社業績等を総合的に勘案して代表取締役井上純が報酬案を作成し、当該報酬案について取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬は、毎月定額で支給する基本報酬のみで構成されております。各監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

##### ② 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役の個人別の報酬額等の額は、2022年6月16日の開催の定時株主総会で当社取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（うち非金銭報酬30百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。また、決議された報酬総額の範囲内において、当社の業績、従業員給与、同業他社等の水準その他を勘案し、役員報酬規程の役員報酬基準に基づき2025年6月18日、2025年9月11日及び2026年1月1日の取締役会において、各人別の報酬を決定しております。

監査役の個人別の報酬額等の額は、2022年6月16日の開催の定時株主総会で決議された当社監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、2025年6月18日監査役の協議において、各人別の報酬を決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 報 酬 等 の 総 額         | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 |                        | 対 象 と な る<br>役 員 の 員 数 |
|--------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
|                          |                     | 基 本 報 酬             | ス ト ッ ク ・<br>オ プ シ ョ ン |                        |
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 60,190千円<br>(3,600) | 59,802千円<br>(3,600) | 388千円<br>(-)           | 6名<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 9,004<br>(3,000)    | 9,000<br>(3,000)    | 4<br>(-)               | 3<br>(2)               |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 69,195<br>(6,600)   | 68,802<br>(6,600)   | 393<br>(-)             | 9<br>(4)               |

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役が2名存在しているためであります。
2. スtock・オプションの内容及び当事業年度における交付状況は、「新株予約権等の状況」に記載しております。
3. スtock・オプションは、当事業年度に計上したStock・オプションに係る費用総額のうち、取締役及び監査役に係る部分の費用総額を記載しております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役甲斐真樹氏は、株式会社イー・エージェンシーの代表取締役、株式会社おかげの代表取締役、株式会社フューチャースピリッツ取締役及び株式会社はたママの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石川憲和氏は、N I テクノロジー合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役三木正志氏は、株式会社アルゴグラフィックの取締役監査等委員（2025年6月退任）及び株式会社相模原ゴルフクラブの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役矢澤憲一氏は、青山学院大学経営学部経営学科の教授、日本公認会計士協会の調査・研究運営委員会臨時委員及び国学院大学の非常勤講師であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 甲 斐 真 樹 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>ECソリューションの幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督しており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 取締役 石 川 憲 和 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>主に上場企業で代表取締役社長を務めた経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から当社の経営を監督しており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 三 木 正 志 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした、業務執行全般にわたる助言を行い、独立した立場から当社の経営を監督しております。        |
| 監査役 矢 澤 憲 一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。<br>青山学院大学における教授としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督しております。           |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に留意しながら、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、その他剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、事業拡大に注力するため、誠に恐縮ではありますが、当面の間、無配とさせていただく予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状態等を鑑み、決定する予定であります。

早期に株主の皆様へ配当が可能となるよう最善をつくしていく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は取締役会であります。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)         |           |
| 流 動 資 産         | 461,503   | 流 動 負 債           | 186,411   |
| 現 金 及 び 預 金     | 306,659   | 買 掛 金             | 24,275    |
| 売 掛 金           | 121,170   | 未 払 金             | 62,011    |
| 前 払 費 用         | 22,375    | 未 払 費 用           | 42,601    |
| 前 渡 金           | 11,253    | 預 り 金             | 5,559     |
| そ の 他           | 103       | 未 払 法 人 税 等       | 10,268    |
| 貸 倒 引 当 金       | △60       | 契 約 負 債           | 5,434     |
| 固 定 資 産         | 552,615   | 賞 与 引 当 金         | 36,261    |
| 有 形 固 定 資 産     | 9,209     | 固 定 負 債           | 139,186   |
| 建 物 附 属 設 備     | 7,240     | 退 職 給 付 引 当 金     | 15,644    |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △3,706    | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 23,542    |
| 建物附属設備（純額）      | 3,533     | 長 期 借 入 金         | 100,000   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 13,142    | 負 債 合 計           | 325,597   |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △7,466    | (純 資 産 の 部)       |           |
| 工具、器具及び備品（純額）   | 5,676     | 株 主 資 本           | 686,790   |
| 無 形 固 定 資 産     | 457,841   | 資 本 金             | 248,525   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 444,462   | 資 本 剰 余 金         | 242,654   |
| ソフトウエア仮勘定       | 13,378    | 資 本 準 備 金         | 148,525   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 85,565    | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 94,129    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 28,978    | 利 益 剰 余 金         | 195,610   |
| 敷 金             | 56,579    | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 195,610   |
| そ の 他           | 7         | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 195,610   |
| 資 産 合 計         | 1,014,118 | 新 株 予 約 権         | 1,730     |
|                 |           | 純 資 産 合 計         | 688,521   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 1,014,118 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)  
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 973,156 |
| 売上原価         | 384,669 |
| 売上総利益        | 588,487 |
| 販売費及び一般管理費   | 506,729 |
| 営業利益         | 81,757  |
| 営業外収益        |         |
| 協賛金収入        | 1,100   |
| 受取利息         | 676     |
| 雑収入          | 50      |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 475     |
| 雑損           | 35      |
| 経常利益         | 83,074  |
| 税引前当期純利益     | 83,074  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,395  |
| 法人税等調整額      | △7,042  |
| 当期純利益        | 72,720  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株 式 会 社 v i s u m o

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                         |       |           |
|-------------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 鈴 木 克 子   |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 多 奈 部 宏 子 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社visumoの2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- ・ 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続

企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項についても、指摘すべき事項は認められません。

2026年5月14日

株式会社 v i s u m o 監査役会

常 勤 監 査 役      團      桂 一      ㊟

社 外 監 査 役      三 木   正 志      ㊟

社 外 監 査 役      矢 澤   憲 一      ㊟

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役全員（8 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有<br>する<br>当 社<br>の 株<br>式 数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1         | いのうえ じゅん<br>井 上 純<br>(1986年3月5日)    | 2008年 8 月 株式会社ネクストソリューションズ 入社<br>2012年 9 月 株式会社ソフトクリエイト 入社<br>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)<br>2012年10月 株式会社e c b e i n g 入社<br>2019年 4 月 当社 取締役<br>2023年 4 月 当社 代表取締役社長<br>2026年 1 月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）                                                                      | 一株                            |
| 2         | たかはし なおき<br>高 橋 直 樹<br>(1980年2月19日) | 2002年 4 月 株式会社ソフトクリエイト 入社<br>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)<br>2012年 4 月 株式会社ソフトクリエイト 関西支社 開発部長<br>2012年10月 株式会社e c b e i n g 入社<br>2016年 4 月 株式会社e c b e i n g 執行役員<br>2022年 4 月 株式会社e c b e i n g 常務執行役員<br>2022年10月 株式会社R e v i C o 代表取締役社長<br>2026年 1 月 当社 代表取締役 会長執行役員（現任） | 一株                            |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有<br>する<br>当 社<br>の 株<br>式 数 |
|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 3         | せんばやし しょうたろう<br>千 林 正 太 朗<br>(1979年10月21日) | <p>2002年 4 月 株式会社ソフトクリエイト 入社<br/>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)</p> <p>2012年10月 株式会社エイトレッド 入社 営業本部長</p> <p>2018年 1 月 株式会社セールスフォース・ドットコム 入社<br/>(現・株式会社セールスフォース・ジャパン：2022年2月商号変更)</p> <p>2019年 7 月 株式会社e c b e i n g 入社</p> <p>2020年12月 当社 入社</p> <p>2023年 4 月 当社 取締役 ソリューションディビジョン ゼネラルマネージャー</p> <p>2025年 2 月 当社 常務取締役 ソリューションディビジョン ゼネラルマネージャー</p> <p>2026年 1 月 当社 取締役 常務執行役員 (現任)</p> | 一株                            |
| 4         | けんじょう たけひこ<br>見 城 壮 彦<br>(1975年6月5日)       | <p>1999年 4 月 株式会社ソフトクリエイト 開発部 入社<br/>(現・株式会社ソフトクリエイトホールディングス：2012年10月商号変更)</p> <p>2013年 9 月 株式会社e c b e i n g 開発部 部長</p> <p>2018年 4 月 株式会社ソフトクリエイトホールディングス 経営戦略部 執行役員</p> <p>2022年 4 月 当社 入社、コーポレートディビジョン 執行役員</p> <p>2023年 4 月 当社 取締役 コーポレートディビジョン ゼネラルマネージャー</p> <p>2026年 1 月 当社 取締役 上席執行役員 (現任)</p>                                                                                          | 一株                            |



| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有<br>する<br>当 社<br>の 株<br>式 数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 7         | かい まさき<br>甲斐 真樹<br>(1970年11月10日)  | 1996年 5 月 有限会社ジャパンサーチエンジン（現・株式会社ドラゴンフィールド） 設立 代表取締役<br>1999年 1 月 株式会社イー・エージェンシー 設立 代表取締役（現任）<br>1999年11月 イー三六五株式会社 設立 代表取締役<br>1999年12月 有限会社ショプラス（現・株式会社おかげ） 設立 取締役<br>2000年 1 月 株式会社フューチャースピリッツ 設立 取締役（現任）<br>2000年 9 月 有限会社ショプラス（現・株式会社おかげ） 代表取締役<br>2007年 5 月 株式会社ドラゴンフィールド 取締役<br>2007年 5 月 イー三六五株式会社 取締役<br>2009年 3 月 株式会社コンフォート・マーケティング（現・株式会社おかげ） 取締役<br>2013年 5 月 株式会社コンフォート・マーケティング（現・株式会社おかげ） 代表取締役（現任）<br>2015年 8 月 株式会社シンプルメーカー（現・株式会社はたママ） 取締役（現任）<br>2019年 4 月 当社 社外取締役（現任） | 一株                            |
| 8         | いしかわ のりかず<br>石川 憲和<br>(1947年1月4日) | 1969年 4 月 富士フイルム株式会社 入社<br>1989年11月 ソフトバンク株式会社 入社<br>1990年 2 月 ソフトバンク株式会社 取締役<br>1993年 4 月 ソフトバンク株式会社 常務取締役<br>1998年 9 月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 代表取締役社長<br>2013年 6 月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 特別顧問<br>2014年 1 月 NIテクノロジー合同会社 代表社員（現任）<br>2024年 6 月 当社 社外取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                       | 一株                            |

- (注) 1. 各候補者は、再任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 甲斐 真樹氏及び石川 憲和氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待する役割について
- (1) 甲斐 真樹氏を社外取締役候補者とした理由は、ECソリューションの幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督しており、引き続き意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等が期待されるためです。現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年2ヵ月となります。
- (2) 石川 憲和氏を社外取締役候補者とした理由は、主に上場企業で代表取締役社長を務めた経験と幅広い見識を活かし、独立した立場から当社の経営を監督しており、引き続き意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等が期待されるためです。現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 林 雅也氏は、当社の親会社である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスの代表取締役副社長であります。なお、同氏の当該会社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりとなります。また、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
6. 中桐 雅宏氏は、当社の親会社である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスの取締役専務執行役員であります。なお、同氏の株式会社ソフトクリエイティブホールディングス及びその子会社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりとなります。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、甲斐 真樹氏及び石川 憲和氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償最低責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、甲斐 真樹氏及び石川 憲和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権付与は、会社法第361条の規定に基づく取締役の報酬等に該当いたしますので、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案を原案通りご承認いただきますと8名（うち社外取締役2名）となり、付与を予定する取締役は1名となります。

1. ストック・オプション制度を導入する目的、及び有利な条件による発行を必要とする理由  
株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）、及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の上限及び金銭の払込みの要否
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記3. に定める新株予約権191個（うち取締役分50個）を上限とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の株式数の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、各新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日前日の終値（割当日前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。）を下回る場合は、割当日前日の終値とする。

(3) 行使価額の調整

割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付その他の上記の行使価額の調整を必要とする場合には、これらの条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権発行の取締役会決議後4年を経過した日から当該決議後10年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が本新株予約権を相続することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他権利行使の条件は、本総会決議及び募集新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、本新株予約権者が上記(6)による本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑥ 株式交付

株式交付をする株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

4. 取締役に対する報酬に関する事項

(1) 報酬としての相当性等

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、当社取締役の報酬額につきましては、2022年6月16日開催の当社第3期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち非金銭報酬30百万円以内）とする旨ご承認をいただいております。当該上限額の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬等として付与するものです。

かかる付与は、役務の対価としてストック・オプション目的で付与するものであり、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的とするものであることから、報酬内容として相当なものと考えております。

(2) 報酬等の具体的な算定方法

各取締役に対する個別の報酬額（付与数）については、役位、職責、在任年数並びに他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して当社取締役会において決定します。

(3) 新株予約権の公正価額の算定基準

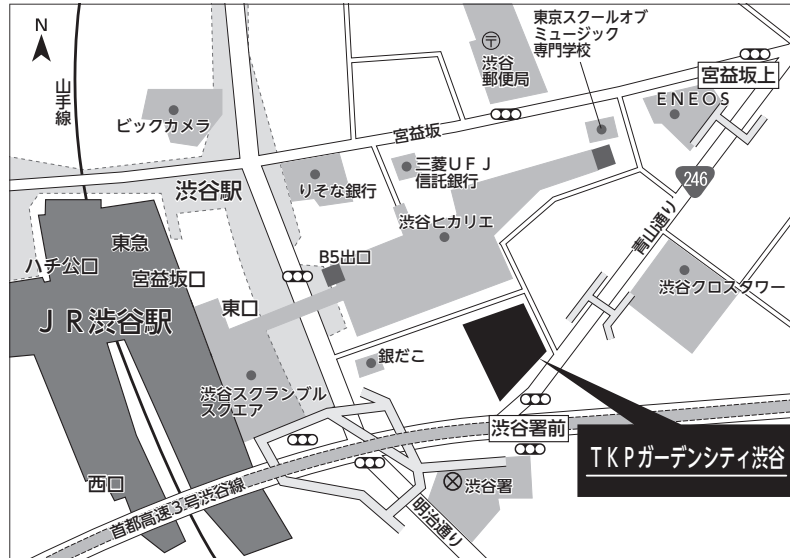
当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権 1 個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

この場合における新株予約権の金額は、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容その他の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正価額に基づくものとします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル  
TKPガーデンシティ渋谷 4階 ホール4D  
T E L：03-6418-1073



### [交通のご案内]

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン 渋谷駅東口から 徒歩5分  
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線 渋谷駅B5出口から 徒歩5分